

# 公立大学法人九州歯科大学の授業料等に関する規程

平成 18 年 4 月 1 日  
法人規程第 36 号

改正 平成 20 年 6 月 19 日法人規程第 1 号  
平成 22 年 3 月 9 日法人規程第 23 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人九州歯科大学（以下「本学」という。）の授業料等の額、納付等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (授業料等の種類等)

第 2 条 本学の徴収する授業料等の種類は、別表の区分の欄に掲げるものとし、その額、納期限等については、同表に定めるとおりとする。

2 他大学との協定等に基づき本学に在学し、又は本学の授業等を受ける学生については、当該協定において授業料等の相互不徴収を定めている場合においては、当該授業料等は徴収しない。

## (授業料等の納付)

第 3 条 本学の学生となり、又は本学の授業等を受ける者（以下「学生等」という。）は、授業料等を支払わなければならない。

2 学生等が授業料等を支払わないときは、保証人が当該学生等に代わって支払わなければならない。

## (授業料の徴収方法)

第 4 条 授業料は、前期（4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいう。）及び後期（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。）の 2 回に分けて徴収する。

2 授業料の徴収方法は、原則として口座振替とし、別表に規定する納期限の日に、振替を行うものとする。ただし、納期限の日が金融機関の休日に当たる場合には、金融機関の翌営業日に振替を行うものとする。

3 前 2 項に掲げるもののほか、授業料の徴収及び口座振替に関し必要な事項は別に定める。

## (授業料の取扱)

第 5 条 期中途において入学し、又は退学し、若しくは除籍された場合で、当該期における在学期間が 6 月に満たない者又はこれに準ずる者の授業料は、授業料の各期の額の 6 分の 1 に相当する額に、在学する月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を乗じて得た額とする。

2 前項の場合における授業料の納期限等については、理事長が別に定める。

## (減免等)

第 6 条 理事長は、災害その他特に必要があると認めるときは、授業料等を減免することができる。

2 理事長は、学生等又はその保証人が授業料を一括して納付することが困難と認められる場合又は納付時期に納付することが困難と認められる場合においては、別に定めるところにより、分割納付又は納期限の延期を認めることができる。

(授業料等の返還)

第7条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、特別の理由があると理事長が認める場合はこの限りでない。

(滞納)

第8条 授業料等を納期限までに納付しない場合は、別に定めるところにより、延滞金を加算して徴収する。

2 理事長は、授業料等の納付を怠っている者に対しては、除籍することができる。

3 授業料等を滞納している場合の取り扱い及び除籍については、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月19日法人規程第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月9日法人規程第23号)

この規程は、平成22年3月9日から施行する。

別表 (第2条関係)

| 区分      |      | 単位     | 金額       | 納期限             | 摘要  |
|---------|------|--------|----------|-----------------|---|
| 入学考査料   | 大学   | 1回     | 17,000円  | 入学願書提出の際        |   |
|         |      | 第1次選抜  | 4,000円   |                 |   |
|         |      | 第2次選抜  | 13,000円  |                 |   |
|         | 大学院  | 1回     | 30,000円  |                 |   |
| 入学料     | 県内の者 | 1回     | 282,000円 | 入学手続の際          | 入学料の納付猶予に関しては別に定める。                                 |
|         | 県外の者 | 1回     | 520,000円 |                 |   |
| 授業料     | 前期   | 1期     | 267,900円 | 4月25日           | 申出により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。 |
|         | 後期   | 1期     | 267,900円 | 10月25日          |   |
| 研究料     |      | 年額     | 356,400円 | 研究許可の日から10日以内   | 許可された研究期間に係る額を一括して納付するものとする。                        |
| 聴講料     |      | 1科目1学期 | 14,800円  | 各学期の始業の日から10日以内 | 聴講生   |
| 学位論文審査料 |      | 1回     | 57,000円  | 学位論文提出の際        | 次のいずれかに該当する者については徴収しない。                             |

|          |                   |                  |                   |  |
|----------|-------------------|------------------|-------------------|--|
|          |                   |                  |                   | (1) 大学院に在学中の者<br>(2) 大学院に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者で、学位論文提出の日において退学の日から1年を経過していないもの |
| 公開講座等講習料 | 当該講座等ごとに理事長が定める単位 | 当該講座等ごとに理事長が定める額 | 当該講座等ごとに理事長が定める期限 | 当該講座等の内容、形態に応じて定める。  |

備考

別表中平成13年3月31日において九州歯科大学に在学していた者に係る授業料の額については、「267,900円」とあるのは「239,900円」と、平成11年3月31日において九州歯科大学に在学していた者に係る授業料の額については、「267,900円」とあるのは「234,600円」とする。